

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

2/27

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 オカモト ハイカン  
岡本配管

住所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号

代表者氏名 オカモト リュウジ  
岡本龍二

電話番号 0745-60-1291

FAX番号 050-3737-0684

メールアドレス haikankoryuuj@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

オカモトハイカン  
岡本配管

住 所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号

代表者氏名

オカモトリュウジ  
岡本龍二

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	オカモトハイカン管 岡本配管
上記事業所の所在地	郵便番号 636-0022 住所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号  電話番号 0745-60-1291 F AX番号 050-3737-0684 メールアドレス <a href="mailto:haikankoryuuj@gmail.com">haikankoryuuj@gmail.com</a>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
岡本龍二	第 218930 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用の 機械器具	セイバーソー	マキタ 100V	1	
	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
	塩ビカッター	VC-50	2	
	塩ビカッター	VC-40	1	
	塩ビカッター	VC-25	2	
管加工用の 機械器具	バンドソー	80A以下	1	
	バンドソー	40A以下	1	
	やすり	300	1	
	ねじ切り機	80A～65A	1	
	ねじ切り機	50A～15A	1	
管接合用の 機械器具	フットバイス	80A～40A	1	
	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	80A～50A	2	
	パイプレンチ	40A～25A	2	
	パイプレンチ	20A～15A	4	
	モンキーレンチ		2	
スパナ		2		
水圧テスト ポンプ	手動式		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 岡 本 配 管  
住 所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号  
代表者氏名 岡 本 龍 二

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



第二一八九三〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

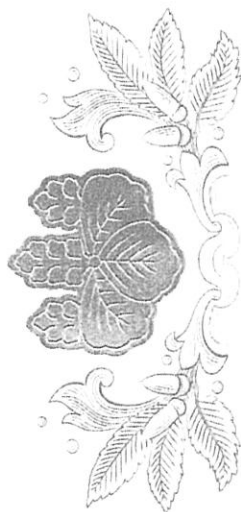
氏名 岡本 龍二

昭和五十年十二月二十九日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

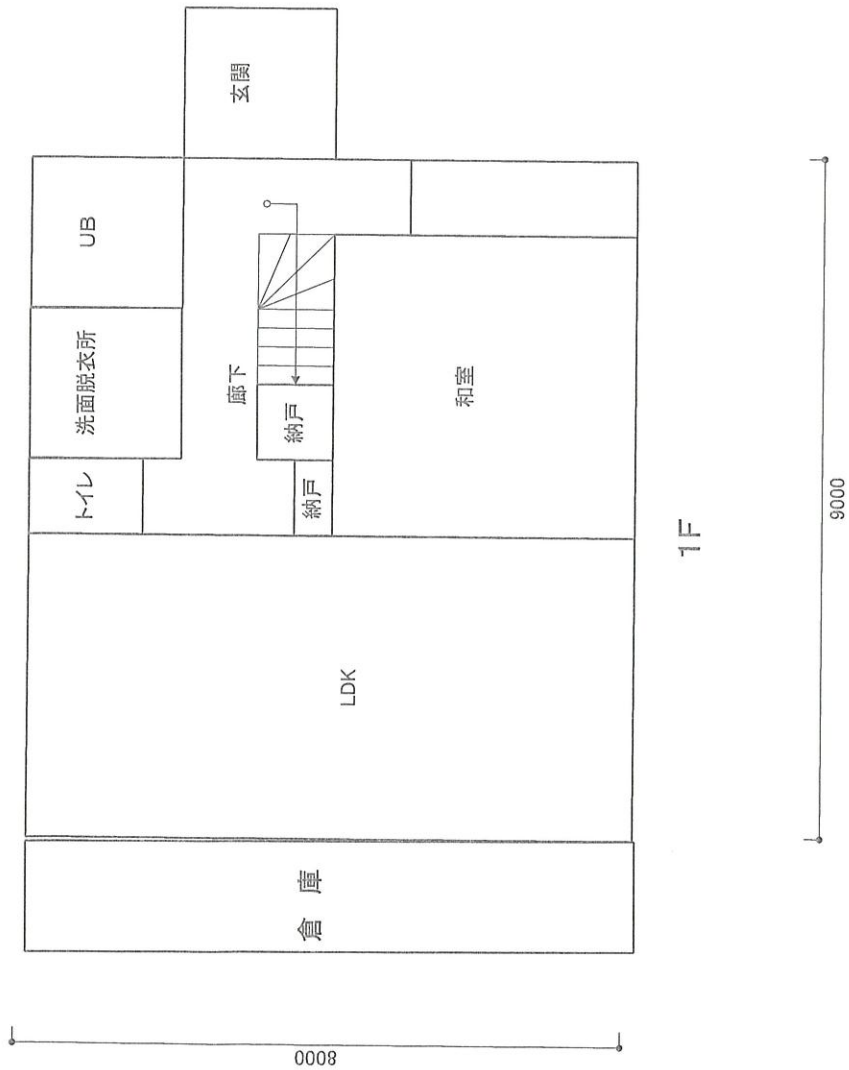
厚生労働大臣 坂口 力







倉庫平面図









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 **オカモトハイカン**  
 岡本配管  
 住所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号  
 代表者氏名 **オカモト リュウジ**  
 岡本 龍二  
 電話番号 0745-60-1291  
 FAX番号 050-3737-0684  
 メールアドレス [haikankoryuuj@gmail.com](mailto:haikankoryuuj@gmail.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 岡 本 配 管

住 所 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目21番1号

代表者 氏名 岡 本 龍 二

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	オカモトハイカン 岡 本 配 管	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
岡 本 龍 二	第 2 1 8 9 3 0 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二一八九三〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 岡本 龍二

昭和五十年十二月二十九日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

厚生労働大臣 坂口 力